

日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与事業のご案内（令和4年4月改正）

1. 事業のあらまし

日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与事業は、将来、介護福祉士として日南町内の介護福祉施設で高齢者の介護等に従事する人材の育成及び確保を目的として、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、奨学資金等を貸与する事業です。介護福祉士の資格取得を目指す学校等を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この奨学資金等の返還が免除されます。

2. 事業の概要

対 象 者	次の要件をすべて満たす方が対象となります。 ①介護福祉士の資格取得を目指す学校等に進学または在学する方 ②将来、日南町内において介護福祉士の業務に従事しようとする方 ③学業成績優秀で心身ともに健全である方 ※ただし、日南町における他の奨学資金や貸付を受けている方は、原則この奨学資金等の対象にはなりません。
募 集 人 数	4名以内
貸付限度額	・初年度 入学金、授業料、実習費、居住費及び通学費相当額として 1,200,000円以内 ・2年目以降 授業料、実習費、居住費及び通学費相当額として1,200,000円以内 ・資格を取得（取得見込みを含む）し就職が内定した場合 就職支度金として200,000円
利 息	無利子
返還免除要件	次の要件のいずれかを満たした場合は、返還債務の全額を免除することができます。 ①学校等を卒業後に、日南町内の介護福祉施設等において介護福祉士として従事し、奨学資金等の貸与を受けた年数に2を乗じた年数業務に従事したとき。 ②在学または在職中に死亡したとき。 ③在学または在職中に死亡または疾病、障がいの事由により退学、退職したとき。

3. 募集期間

毎年度4月1日から翌年3月10日まで

4. 申込方法

募集期間内に、次の書類を添えて、日南町福祉保健課まで提出してください。

(申請書、添付書類の所定様式は、日南町のホームページからダウンロードできます)



- ①日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与申請書(様式第1号)
- ②高校の調査書(進学用)または就労意思確認書(様式第25号)【初年度】
- ③住民票抄本【初年度】
- ④成績証明書【2年目以降】

5. 提出先及び問合せ先

日南町役場福祉保健課

〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山511番地5

電話0859-82-0374

※窓口で提出される場合は、平日午前8時15分から午後5時まで受付けます。

6. 選考

日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与事業実施要綱等に基づき決定

7. その他

- ・必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。
- ・詳細については、日南町役場福祉保健課までお問い合わせください。

◎ 奨学資金等貸与の決定について

1. 奨学資金等貸与決定までの流れ

申請者から「日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与申請書（様式第1号）」の提出があった後、日南町において書類審査及び面接を行います。その結果、日南町が貸与を決定した方には、日南町から決定通知書をお送りします。

2. 奨学資金等の返還について

奨学生は、学校等を卒業後、奨学資金等の貸与を受けた年数に2を乗じた年数以内に奨学資金等の全額を返還するものとします。ただし、次のいずれかに該当することとなった場合には、次の期間内に全額を返還することとなります。

- (1) 在学中に契約が解除された場合 1年以内
- (2) 退学の場合 1年以内
- (3) 学校等を卒業した日から1年（国家試験不合格となった場合等は3年）以内に日南町内において介護福祉士として業務に従事しなかった場合 2年以内

3. 奨学資金等の返還猶予について

次のいずれかに該当する場合、奨学資金等の返還猶予の申請ができます。

- (1) 養成校において、修学中であるとき。
- (2) 大学院等において、より高度な教育を履修しているとき。
- (3) 町内の介護福祉事業所において介護福祉士として業務に従事しており、従事期間が規定年数に満たないとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学資金等を返還することが困難であると認められるとき。

4. 奨学資金等の返還免除について

次のいずれかに該当する場合、奨学資金の返還免除の申請ができます。

- (1) 学校等卒業後、日南町内の介護福祉事業所において、介護福祉士として規定年数の間業務に従事したとき。
※規定年数を満たずに退職等があった場合、その一部が返還免除されることがあります。
- (2) 在学または在職中に死亡したとき。
- (3) 在学または在職中に疾病または障がいの事由により退学または退職したとき。
※診断書及び心身の故障が業務に起因することを証する書面の添付が必要です。

5. 奨学資金等の貸与契約の解除について

奨学生在学中、疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認めるときは、貸与契約を解除することができます。また、学業成績または素行が不良と認められる方についても、同様とします。この場合において、既に貸与した奨学資金等については、1年以内に全額返還を求めることとします。

日南町介護福祉人材育成奨学資金等貸与事業についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

日南町役場福祉保健課

〒689-5211

鳥取県日野郡日南町生山511番地5

日南町健康福祉センター内

電話 0859-82-0374